

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成23年2月3日(2011.2.3)

【公開番号】特開2010-27979(P2010-27979A)

【公開日】平成22年2月4日(2010.2.4)

【年通号数】公開・登録公報2010-005

【出願番号】特願2008-189990(P2008-189990)

【国際特許分類】

H 01 L 31/042 (2006.01)

【F I】

H 01 L 31/04 R

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月9日(2010.12.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外周にフレームを有する複数の太陽電池モジュールと、該太陽電池モジュールを支持する支持体を備える架台とを含む太陽光発電システムであつて、

該フレームおよび該支持体には、固定手段が備えられ、

該固定手段は、該フレームおよび該支持体のいずれか一方に備えられる鉤状部と、他方に備えられる該鉤状部が挿入可能な切欠部とからなり、該鉤状部を該切欠部に挿入してスライドすることによって該フレームと該支持体とが固定され、そして

該固定された第1の太陽電池モジュールのスライドによる該支持体からの脱離を抑制するように、第2の太陽電池モジュールが、該第1の太陽電池モジュールのスライド方向に配置され、

前記固定された第1の太陽電池モジュールの鉤状部において、嵌合空間のスライド方向の長さが、前記第1および第2の太陽電池モジュール間の距離よりも大きい、太陽光発電システム。

【請求項2】

さらに、スライド抑止部材を含み、該スライド抑止部材が、スライド方向に配置される複数の太陽電池モジュールのうちの最後に配置される太陽電池モジュールのスライドによる支持体からの脱離を抑制するように、前記支持体に取り付けられる、請求項1に記載の太陽光発電システム。

【請求項3】

前記固定手段において、前記鉤状部が前記支持体に備えられ、かつ前記切欠部が前記フレームに備えられる、請求項1または2に記載の太陽光発電システム。

【請求項4】

前記支持体が傾斜し、前記鉤状部の先端が該支持体の傾斜方向を向くように備えられることを特徴とする請求項1から3のいずれかの項に記載の太陽光発電システム。

【請求項5】

前記切欠部の開口端が、前記鉤状部を嵌合する形状である、請求項1から4のいずれかの項に記載の太陽光発電システム。

【請求項6】

前記切欠部は、その開口部の幅が前記スライド方向に沿って細くなる領域を有する、請

求項 1 から 5 のいずれかの項に記載の太陽光発電システム。

【請求項 7】

外周にフレームを有する複数の太陽電池モジュールと、該太陽電池モジュールを支持する傾斜した支持体を備える架台とを含む太陽光発電システムの製造方法であって、

該フレームおよび該傾斜した支持体には、固定手段が備えられ、該固定手段は、該フレームおよび該支持体のいずれか一方に備えられる鉤状部と、他方に備えられる該鉤状部が挿入可能な切欠部とからなり、該鉤状部を該切欠部に挿入して、該支持体の傾斜方向にスライドすることによって該フレームと該支持体とを固定する工程、および

該固定された第 1 の太陽電池モジュールのスライドによる該支持体からの脱離を抑制するように、第 2 の太陽電池モジュールを、該第 1 の太陽電池モジュールの上部に配置する工程であって、該第 1 および第 2 の太陽電池モジュール間の距離が、該固定された第 1 の太陽電池モジュールの鉤状部において、嵌合空間のスライド方向の長さに比べて小さくなるように配置する工程

を包含する、太陽光発電システムの製造方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明は、外周にフレームを有する複数の太陽電池モジュールと、該太陽電池モジュールを支持する支持体を備える架台とを含む太陽光発電システムを提供し、該フレームおよび該支持体には、固定手段が備えられ、該固定手段は、該フレームおよび該支持体のいずれか一方に備えられる鉤状部と、他方に備えられる該鉤状部が挿入可能な切欠部とからなり、該鉤状部を該切欠部に挿入してスライドすることによって該フレームと該支持体とが固定され、そして該固定された第 1 の太陽電池モジュールのスライドによる該支持体からの脱離を抑制するように、第 2 の太陽電池モジュールが、該第 1 の太陽電池モジュールのスライド方向に配置され、前記固定された第 1 の太陽電池モジュールの鉤状部において、嵌合空間のスライド方向の長さが、前記第 1 および第 2 の太陽電池モジュール間の距離よりも大きいことを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

ある実施態様においては、前記切欠部は、その開口部の幅が前記スライド方向に沿って細くなる領域を有することを特徴とする。